

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

3月分

農場名			
点検日		点検者	

飼養衛生 管理基準 の項目	内容	○：実施 ×：未実施 －：該当しない
1	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)	
2	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを 使用したりすることも可)	
3	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
4	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)	
5	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合 や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合 は同じ家きん舎用の靴で可)	
6	野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット (概ね網目の大きさが概ね2cm以下)を設置し、破損個 所があれば修繕すること)	
7	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置する こと。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕する こと)	
8	消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周辺および 施設外縁部)への継続的な散布	

報告期限： 2026年3月12日(木)

報告先： メール
FAXge37@pref.shiga.lg.jp
0748-37-4821